

令和7年9月3日からの大雨について（第6報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 9/3 16:00 厚生労働省災害情報連絡室設置
- (2) 静岡県に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した避難所情報の把握と対応を依頼（9/5）

2 医療関係

(1) 医療関係全般

各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について、EMIS等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対して、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくこと等の注意喚起を依頼（9/3）

9月3日 鹿児島県 EMIS警戒モードに切り替え
⇒EMIS 警戒モード解除

9月4日 千葉県 EMIS警戒モードに切り替え
⇒EMIS 警戒モード解除

9月5日 愛知県 EMIS警戒モードに切り替え
⇒EMIS 警戒モード解除

9月5日 静岡県 EMIS警戒モードに切り替え

9月5日 神奈川県 EMIS警戒モードに切り替え
⇒EMIS 警戒モード解除

9月5日 千葉県 EMIS警戒モードに切り替え
⇒EMIS 警戒モード解除

9月7日 新潟県 EMIS警戒モードに切り替え

(2) 医療施設の被害状況（9月8日6時00分時点）

静岡県内の2医療機関（医科・病院及び有床診療所）で以下の通り報告あり。

・2医療機関で停電の報告があったが全て解消済み

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
静岡県	2	0	0	0	2	0	0	0
牧之原市（まきのはらし）	1	0	0	0	1	0	0	0
榛原郡吉田町（はいばらぐん よしだちょう）	1	0	0	0	1	0	0	0

(3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（9/3）。

現時点で被害報告無し。

3 社会福祉施設等関係

各都県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。

併せて、都県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災 情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。（9/3）

(1) 高齢者関係施設の被害状況

栃木県の1施設において建物被害あり。（9/4）

静岡県の4施設において以下のとおり報告あり。（9/8）

・ 1施設で浸水

・ 1施設で停電

・ 4施設で建物被害

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
栃木県	1	1	0	0	0	0	0	0
小山市（おやまし）	1	1	0	0	0	0	0	0
静岡県	9	6	3	1	2	1	1	1
富士市（ふじし）	3	3	0	0	0	0	0	0
菊川市（きくがわし）	1	0	1	0	0	0	0	0
牧之原市（まきのはらし）	1	0	0	0	1	0	0	0

吉田町（よしだちょう）	1	1	0	0	0	0	0	0
藤枝市（ふじえだし）	1	0	1	0	0	0	0	0
焼津市（やいづし）	1	1	1	1	0	0	0	0
御前崎市（おまえざきし）	1	1	0	0	1	1	1	1

（2）障害者関係施設の被害状況

静岡県の3施設において以下のとおり報告あり。（9/6）

・ 2施設で断水

・ 2施設で停電

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
静岡県	3	3	1	0	2	2	2	2
牧之原市（まきのほらし）	2	2	0	0	2	2	2	2
藤枝市（ふじえだし）	1	1	1	0	0	0	0	0

4 保健・衛生関係

（1）人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（9/3）

現時点で被害報告なし。

（2）人工呼吸器使用者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（9/3）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（9/3）。

現時点で被害報告無し。

（3）公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県宛に発出（9/5）。

※ 「【事務連絡】令和7年台風第15号等に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和7年9月5日付け関係課連名事務連絡）

(4) 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。(9/5) ※「令和7年台風第15号等に伴う災害に係る感染症対策等について」（令和7年9月5日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（9/3）。

静岡県より建物等損壊または浸水により被害を受けた薬局が8件ある（うち4件は営業可、4件は営業状況不明）と報告があった。人的被害なし（9/5）

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者（日本赤十字社）に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（9/3）。現時点で被害報告なし。

(3) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（9/3）。現時点で被害報告なし。

6 障害者支援関係

(1) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について、都道府県等に要請（9/5）

(2) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による

定員超過利用が認められることなど）を周知し、特段の配慮を要請（9/5 静岡県）

7 年金関係

○市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に対しても指示。（9/5）

○日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。（9/5）

8 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【9月5日16:00時点】

○ 静岡労働局

【臨時閉庁・被害状況】

閉庁施設：島田公共職業安定所榛原出張所

閉庁時間：令和7年9月5日（金）13:00～17:15

被害状況：庁舎1階玄関入口のガラスと2階休憩室の窓ガラスが破損。

職員・来庁者には被害なし。

○ 千葉労働局

【臨時閉庁・被害状況】

閉庁施設：館山公共職業安定所

閉庁時間：令和7年9月5日（金）15:30～17:15

被害状況：庁舎、職員・来庁者に被害なし。

※館山市内全域の土砂災害警戒区域に対する警戒レベル4の避難指示が発令されたことによる閉庁。

9 医療保険関係

- 被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等（有効期間内の被保険者証を含む）を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（9/5）。

※「令和7年台風第15号等に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」（令和7年9月5日付け保険局医療課事務連絡）を送付（9/5）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療

報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和7年9月5日付け保険局保険課事務連絡)を送付(9/5)

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱いについて」の再周知について」(令和7年9月5日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(9/5)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和7年台風第15号等に伴う災害にかかる後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(令和7年9月5日付け保険局高齢者医療課事務連絡)を送付(9/5)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施(9/5)。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(9/5)。

※「令和7年台風第15号等に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和7年9月5日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡)を送付(9/5)。

10 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

○災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、

利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（9/5 静岡県）。

○当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（9/5）。

○また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（9/5）。

（2）被災に係る介護報酬等の取扱いについて

○要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（9/5）。

11 災害ボランティア関係

○ 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、1県1市であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
静岡県	牧之原市	9月5日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

以上